

休眠預金等活用法に係る規定 ※下線が追加・修正部分

改定前	改訂後
<p>＜預金科目による分類＞</p> <p>当座預金、普通預金、決済用普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、別段預金、定期預金(期日指定定期預金、スーパー定期預金、大口定期預金、変動金利定期預金、据置型定期預金)、おまとめ積立定期預金、定期積金、通知預金、非居住者円普通預金</p> <p>2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日 (a)(b) (略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと。当該手続が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと。当該手続が終了した日</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 総合口座規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合 他の預金にかかる最終異動日等</p> <p>3. 総合口座取引に係る預金の最終異動日等</p> <p>総合口座取引における預金のいずれかに将来にお</p>	<p>＜預金科目による分類＞</p> <p>当座預金、普通預金、決済用普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、別段預金、定期預金(期日指定定期預金、スーパー定期預金、大口定期預金、変動金利定期預金、据置型定期預金)、おまとめ積立定期預金、<u>積立定期預金</u>、定期積金、通知預金、非居住者円普通預金</p> <p>2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金に<u>あつては</u>、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。<u>当該事由が生じた期間の満期日</u> (a)(b) (略)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと。当該<u>支払停止</u>が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと。当該手続が終了した日</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 総合口座<u>取引</u>規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた<u>こと</u>。他の預金にかかる最終異動日等</p> <p>3. <u>複数の預金を組み合わせた商品の最終異動日等</u></p> <p><u>この取引</u>における預金(<u>総合口座等</u>)のいずれかに将</p>

改定前	改訂後
<p>ける債権の行使が期待される事由(第2条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</p>	<p>来における債権の行使が期待される事由(第2条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</p> <p>4. 休眠預金等代替金に関する取扱い (新設)</p> <p>(1) この預金について長期間お取引がない場合、<u>休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。</u></p> <p>① <u>この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと</u></p> <p>② <u>この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)</u></p> <p>③ <u>この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと</u></p> <p>④ <u>この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代</u></p>

改定前	改訂後
	<p><u>替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</u></p> <p>③ <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>4. を <u>5.</u> に繰下げ</p>